

| | |
|-----------------|--|
| 許認可等名称 法令等名称 | 河川区域、河川保全区域、河川予定地内における制限行為の許可等 河川法 |
| 目的等 | 災害の発生防止、河川の適正利用、流水の正常な機能維持及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の福祉を推進する。 |
| 対象地域 | 河川区域、河川保全区域、河川予定地 |
| 規制行為 及び基準 | <p>【規制行為】</p> <p>1 許可制</p> <p>(1) 河川流水を占有しようとする場合(法23)</p> <p>(2) 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占有しようとする場合(法24)</p> <p>(3) 河川区域内の土地において土石(砂を含む。)を採取しようとする場合及び土石以外の河川産出物で政令で指定したものを採取しようとする場合(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)(法25、令15)</p> <p>(4) 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする場合(法26)</p> <p>(5) 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する場合又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする場合(政令で定める軽易な行為を除く。)(法27、令15の4)</p> <p>(6) 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだを通航させる場合(法28)</p> <p>(7) 河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある場合(法29、令16の4)</p> <p>(8) 河川保全区域内において土地の形状の変更及び工作物の新築又は改築をする場合(政令で定める軽易な行為を除く。)(法55、令34)</p> <p>(9) 河川予定地において土地の形状の変更及び工作物の新築又は改築をする場合(政令で定める軽易な行為を除く。)(法57、令35)</p> <p>2 登録制 前記1(1)の許可を受けた水利利用のために取水した河川流水等を利用して発電しようとする場合(法23の2)</p> <p>3 届出制 河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする場合。ただし、他法令による処分を受け、又は届出をしている場合を除く。(法29、令16の5)</p> <p>【許可基準】 河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう地域の意向を踏まえつつ占用許可等を行う。</p> |
| 権限 | 知事〔一部地域振興局長に委任〕 |
| 手続 | <p>【手続の種類】許可</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B -- 許可、登録 --> A B -- 副申 --> C[河川管理課] C -- 許可、登録 --> B C -- 協議 --> D[北陸地方整備局等] D -- 同意、認可 --> C </pre> <p>流水占用許可等 重要なもの</p> <p>法79①②該当</p> <p>県地域機関…地域振興局地域整備部 地区振興事務所(津川)</p> |
| | 【標準処理日数】定めなし |
| 留意事項 | |
| 備考 | <p>「河川区域」</p> <p>1 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域</p> <p>2 河川管理施設の敷地である土地の区域</p> <p>3 堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。)の区域のうち、1に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域</p> <p>「河川保全区域」…河岸又は河川管理施設を保全するために必要な河川区域に隣接する一定の区域で河川管理者が指定した区域</p> <p>「河川予定地」…河川工事の施行により、新たに河川区域内の土地となるべき土地であって、河川管理者が河川工事を施行するため必要があると認め、指定した土地</p> |

| | |
|----------|---|
| 許認可等名称 | 海岸保全区域及び一般公共海岸区域における占用及び制限行為の許可 |
| 法令等名称 | 海岸法 |
| 目的等 | 海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図る。 |
| 対象地域 | 海岸保全区域及び一般公共海岸区域 |
| 規制行為及び基準 | <p>【規制行為】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設等を設けて海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)を占有すること(法7) 2 海岸保全区域内において次に掲げる行為を行うこと(法8) <ol style="list-style-type: none"> (1) 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること (2) 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、施設等を新設又は改築すること (3) 土地の掘削、盛土、切土等を行うこと 3 施設等を設けて一般公共海岸区域(水面を除く。)を占有すること(法37の4) 4 一般公共海岸区域内において次に掲げる行為を行うこと(法37の5) <ol style="list-style-type: none"> (1) 土石を採取すること (2) 水面において施設等を新設又は改築すること (3) 土地の掘削、盛土、切土等を行うこと <p>【許可基準】</p> <p>海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること</p> |
| 権限 | 知事〔一部地域振興局長に委任〕 |
| 手続 | <p>【手続の種類】許可</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B -- 許可 --> A </pre> <p>県地域機関…地域振興局地域整備部</p> </div> <p>【標準処理日数】30日</p> |
| 留意事項 | |
| 備考 | <p>「海岸保全区域」(法3)…海岸保全施設の設置を行う等、海岸法の目的を達成するために必要があると認め て都道府県知事が指定した区域</p> <p>「公共海岸」(法2)…国等が所有する公共用海岸の土地(他法令の規定により管理する土地を除く。)及びこ れと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定した水面</p> <p>「一般公共海岸区域」(法2)…公共海岸の区域のうち海岸保全区域以外の区域</p> |

| | |
|----------|--|
| 許認可等名称 | 港湾区域における制限行為の許可 |
| 法令等名称 | 港湾法 |
| 目的等 | 港湾区域における行為、利用等を規制することにより港湾の開発、利用及び保全に支障が生じないように措置し港湾の機能を十分発揮させる。 |
| 対象地域 | 経済的に一体の港湾として管理運営するために必要最小限度の水域で国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者に対して同意した水域 |
| 規制行為及び基準 | <p>【規制行為】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区域内の水域(上空100mまで、水底下60mまでの区域を含む)の占用(法37条、以下同じ。) 2 区域内の水域における土砂の採取 3 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 4 港湾管理者が指定する廃物の投棄(施行令14条、以下同じ。) 5 動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積が基準を超え、かつストレーナーの位置が港湾管理者が指定する位置より浅い位置のものの建設又は改良 <p>【許可基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えないこと(法37条2項、以下同じ。) 2 港湾計画の遂行を著しく阻害しないこと 3 港湾の開発発展に著しく支障を与えるものでないこと 4 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置づけられていること(行政手続法に基づく行政庁の処分に係る審査基準、以下同じ。) 5 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと 6 工作物等を設置する場合、安全な構造であること 7 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと 8 周辺の船舶航行に支障を与えないこと 9 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと 10 環境を悪化する恐れがないこと |
| 権限 | 知事〔地域振興局長に委任〕 |
| 手続 | <p>【手続の種類】許可</p>  <p>受付窓口 県地域機関</p> <p>県地域機関…新潟地域振興局新潟港湾事務所 上越地域振興局直江津港湾事務所 地域振興局地域整備部(村上、長岡、佐渡、柏崎、糸魚川)</p> |
| | 【標準処理日数】20日 |
| 留意事項 | |
| 備考 | |

| | |
|----------|--|
| 許認可等名称 | 港湾隣接地域における制限行為の許可 |
| 法令等名称 | 港湾法 |
| 目的等 | 港湾区域又は港湾施設を良好な状態に維持、保全するため、水域に隣接する地域の一定区域における行為、利用等を規制することにより港湾の開発、利用及び保全に支障が生じないよう措置し港湾の機能を十分発揮させる。 |
| 対象地域 | 港湾区域外100m以内の地域内の区域について、当該港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するため必要な最小限度の範囲で港湾管理者が指定した区域 |
| 規制行為及び基準 | <p>【規制行為】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該地域内の公共空地の占用(法37条、以下同じ。) 2 当該地域内の公共空地における土砂の採取 3 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 4 港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築(施行令14条、以下同じ。) 5 港湾管理者が指定する廃物の投棄 6 動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積が基準を超え、かつストレーナーの位置が港湾管理者が指定する位置より浅い位置のものの建設又は改良 <p>【許可基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えないこと(法37条2項、以下同じ。) 2 港湾計画の遂行を著しく阻害しないこと 3 港湾の開発発展に著しく支障を与えるものでないこと 4 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置づけられていること(行政手続法に基づく行政庁の処分に係る審査基準、以下同じ。) 5 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと 6 工作物等を設置する場合、安全な構造であること 7 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと 8 周辺の船舶航行に支障を与えないこと 9 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと 10 環境を悪化する恐れがないこと |
| 権限 | 知事〔地域振興局長に委任〕 |
| 手続 | <p>【手続の種類】許可</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B -- 許可 --> A </pre> <p>県地域機関…新潟地域振興局新潟港湾事務所 上越地域振興局直江津港湾事務所 地域振興局地域整備部(村上、長岡、佐渡、柏崎、糸魚川)</p> |
| | 【標準処理日数】20日 |
| 留意事項 | |
| 備考 | |

| | |
|----------|---|
| 許認可等名称 | 臨港地区における制限行為の許可等 |
| 法令等名称 | 港湾法 |
| 目的等 | 港湾の安全かつ円滑な利用を確保するとともに、港湾における環境の保全を図る。 |
| 対象地域 | 港湾区域を地先水面とする地域において当該港湾の管理運営に必要な臨港地区として指定された区域 |
| 規制行為及び基準 | <p>【規制行為】</p> <p>1 届出を要する行為(法38条の2)</p> <p>(1) 水域施設、運河、用水きよ、又は排水きよの建設又は改良</p> <p>(2) 工場又は事業場の敷地内の廃棄物処理施設以外の廃棄物処理施設の建設又は改良</p> <p>(3) 工場又は事業場で一の団地内における作業場の床面積の合計が2,500㎡、又は工場若しくは事業場の敷地面積が5,000㎡以上のものの新設又は増設</p> <p>(4) 爆発物その他の危険物のうち、港湾管理者が指定する危険物を取り扱うための施設又は揚水施設の建設又は改良(施行令15条の4。)</p> <p>2 分区内の規制(法40条)</p> <p>各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて、港湾管理者としての地方公共団体の条例で定めるものを建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならない。</p> <p>【許可基準】(新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例)</p> <p>1 当該条例別表に基づく各分区の区別ごとに掲げられた建築物その他構築物であること(行政手続法に基づく行政庁の処分に係る審査基準、以下同じ。)</p> <p>2 公益上やむを得ないものであること</p> <p>3 港湾管理上、港湾計画上及び港湾施設整備計画に支障がないこと</p> <p>4 港湾の施設に関する技術上の基準に合致していること</p> |
| 権限 | 知事〔地域振興局長に委任〕 |
| 手続 | <p>【手続の種類】許可、届出</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">申請者</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="text-align: center;"> <p>受付窓口</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県地域機関</div> </div> <div style="margin-left: 10px;">←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">許可</div> </div> <p style="text-align: center;">※ 許可は申請の場合のみ</p> <p>県地域機関…新潟地域振興局新潟港湾事務所 上越地域振興局直江津港湾事務所 地域振興局地域整備部(村上、長岡、佐渡、柏崎、糸魚川)</p> |
| | 【標準処理日数】20日 |
| 留意事項 | |
| 備考 | |

| | |
|--------|--|
| 許認可等名称 | 漁港区域内の水域及び公共空地における制限行為の許可等 |
| 法令等名称 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律 |
| 目的等 | 特定漁港漁場整備事業等の施行と漁港利用の確保、その他漁港の保全を図ることを目的としている。 |
| 対象地域 | 県管理漁港 |
| | <p>【規制行為】（法39条1項、4項） 県の管理する漁港区域内の水域又は公共空地における行為の制限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工作物の建設若しくは改良 2 土砂の採取 3 土地の掘削若しくは盛土 4 汚水の放流若しくは汚物の放棄 5 水面若しくは土地の一部の占用 <p>【許可基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 許可の期間 許可の期間は、原則として1年以内とし、当該行為の目的、場所、方法を考慮して適正なものであること。 2 行為の場所 行為の場所は、特定漁港漁場整備事業等の施行、将来計画、漁港施設の維持管理、利用等総合的観点から支障を与えるおそれのない区域であること。特に、汚水の放流又は汚物の投棄の行為については、その場所、汚水の水質又は濃度ごとの総量又は汚物の種類ごとの総量から判断して、漁港の機能、環境等に著しい悪影響を及ぼさないものであること。 3 面積、数量 当該行為の面積、数量は、その漁港の水域等の維持管理、利用、漁港施設等の整備計画等との関連において、適正な範囲であること。特に、土砂の採取については当該漁港の自然条件等から総合的に判断し、過大なものとならないこと。 <p>【認定計画実施者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活用推進計画が定められた漁港において実施計画を作成し、管理者の認定を受けたもの（認定計画実施者）に実施計画又は認定計画に定められた漁港の区域内の水域若しくは公共空地进行を貸し付けることができる。 2 認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定することができる。 <p>【漁港協力団体】 漁港協力団体が第62条各号に掲げる業務を行うために必要な漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の一部の占用についての第39条第1項の規定の適用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもって、当該規定による許可があったものとみなす。</p> |
| 権限 | |
| 手続 | <p>【手続の種類】 許可、協議</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "申請又は協議" --> B[県地域機関] B --> C[漁港課] C -- "許可又は回答" --> A </pre> <p>県地域機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粟島・寝屋漁港: 村上地域振興局地域整備部 ・ 間瀬漁港: 新潟地域振興局地域整備部 ・ 出雲崎漁港: 長岡地域振興局地域整備部 ・ 名立漁港: 上越地域振興局直江津港湾事務所 ・ 能生・筒石・浦本・市振漁港: 糸魚川地域振興局地域整備部 ・ 鷺崎・白瀬・両津・水津・小木・稲鯨・姫津漁港: 佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港） <p>【標準処理日数】 25日</p> |
| 留意事項 | |
| 備考 | |

| | |
|----------|---|
| 許認可等名称 | 県営漁港の漁港施設における制限行為の許可 |
| 法令等名称 | 新潟県漁港管理条例 |
| 目的等 | 特定漁港漁場整備事業等の施行と漁港利用の確保、その他漁港の保全を図ることを目的としている。 |
| 対象地域 | 県管理漁港 |
| 規制行為及び基準 | <p>【規制行為】（条例13条1項） 県の管理する漁港施設における行為の制限 1 漁港施設の占有 2 漁港施設に定着する工作物の新築、改築、増築若しくは除去</p> <p>【許可基準】 1 利用計画に定められた利用目的と一致すること。（ただし、軽微な処分で本来の用途又はその目的を妨げない限度においてするもの又は漁港の機能に支障を与える恐れのないもの若しくは当該処分をすることにより漁港施設等の効用を増進するものについてはこの限りでない。） 2 漁港の維持管理に支障のない範囲であること。 3 工作物等の規模・構造等が適正なものであること。</p> |
| 権限 | 知事 |
| 手続 | <p>【手続の種類】許可</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B --> C[漁港課] C -- 許可 --> A </pre> <p>県地域機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粟島・寝屋漁港:村上地域振興局地域整備部 ・間瀬漁港:新潟地域振興局地域整備部 ・出雲崎漁港:長岡地域振興局地域整備部 ・名立漁港:上越地域振興局直江津港湾事務所 ・能生・筒石・浦本・市振漁港: 糸魚川地域振興局地域整備部 ・鷺崎・白瀬・両津・水津・小木・稲鯨・姫津漁港: 佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港） |
| | 【標準処理日数】25日 |
| 留意事項 | |
| 備考 | |

| | |
|----------|---|
| 許認可等名称 | 道路管理者以外の者の行う工事の承認 |
| 法令等名称 | 道路法 |
| 目的等 | 道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。 |
| 対象地域 | 道路区域 |
| 規制行為及び基準 | <p>【規制行為】(法24条) 道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持をしようとする場合</p> <p>1 承認が必要な工事の例 (1) 車両乗入れのための歩道切下げ工事 (2) 歩車道境界ブロックの撤去工事 (3) ガードレールの撤去工事 (4) 法面埋立工事 など</p> <p>【承認基準】 道路工事施行承認に係る承認基準(昭和58年4月1日道維第320号)に適合するものであること。</p> |
| 権限 | 知事[地域振興局長に委任] |
| 手続 | <p>【手続の種類】承認</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関 ※] B -- 承認 --> A </pre> </div> <p>※ 県地域機関: 県地域振興局地域整備部(阿賀町は、津川地区振興事務所が所管。)</p> |
| | 【標準処理日数】20日 |
| 留意事項 | <p>県が管理する道路(国道(指定区間外)及び県道)以外の道路については、それぞれの道路管理者に承認申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道(指定区間内)…国土交通省 ・市町村道…市町村 ・市が管理する国道(指定区間外)及び県道…市 |
| 備考 | 「道路区域」…車道、路肩、歩道、法面など道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される道路管理者が決定した区域。 |

| | |
|----------|---|
| 許認可等名称 | 道路占用許可 |
| 法令等名称 | 道路法 |
| 目的等 | 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 |
| 対象地域 | 道路区域 |
| 規制行為及び基準 | <p>【規制行為】(法32条) 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合</p> <p>1 道路占用物件の例(法32条1項) (1) 電柱・電線類 (2) 水道管・下水道管・ガス管類 (3) 看板・標識・旗ざお類 (4) 工事中板囲・足場・その他工事中施設 (5) 土石・竹木・その他工事中材料 等</p> <p>【許可基準】(法33条) 1 占用物件が法第32条第1項各号の一に該当するものであること。 2 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること。 3 占用の期間、占用の場所、占用物件の構造、工事の実施方法、工事の時期及び道路の復旧方法が法施行令第9条から第16条に定める基準に適合するものであること。 4 新潟県道路占用規則(昭和45年新潟県規則第16号)第3条及び新潟県道路占用許可基準(昭和61年4月1日道維第50号)に適合するものであること。</p> |
| 権限 | 知事〔一部地域振興局長に委任〕 |
| 手続 | <p>【手続の種類】許可</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関(※)] B --> C["(県)知事路権管理課"] C -- 許可 --> B B -- 許可 --> A </pre> <p>【知事権限に係るもの】 ① 地下道、地下室、上空通路及び地下通路 ② トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、公園、運動場その他これらに類する施設</p> <p>※ 県地域機関: 県地域振興局地域整備部(阿賀町は、津川地区振興事務所が所管。)</p> </div> <p>【標準処理日数】 知事権限に係るものは30日、地域振興局長の権限に係るものは20日</p> |
| 留意事項 | <p>県が管理する道路(国道(指定区間外)及び県道)以外の道路については、それぞれの道路管理者に許可申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道(指定区間内)…国土交通省 ・市町村道…市町村 ・市が管理する国道(指定区間外)及び県道…市 |
| 備考 | 「道路区域」…車道、路肩、歩道、法面など道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される道路管理者が決定した区域。 |

| | |
|----------|---|
| 許認可等名称 | 法定外公共用財産の用途廃止・用途変更・使用許可・国有生産物採取許可 |
| 法令等名称 | 国有財産法・施行令、新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例・施行規則 |
| 目的等 | 法定外公共物の敷地である法定外公共用財産の適正管理を目的とする。 |
| 対象地域 | 県内全域 ※③と④は海(一般海域)のみ |
| 規制行為及び基準 | <p>①用途廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外公共用財産を宅地等に利用するために払下げを希望する場合は、用途廃止申請を行う必要がある。 ・ 法定外公共用財産の用途・目的が喪失し、将来も公共の用に供する必要がなくなったと知事が判断した場合に、行政財産を普通財産にする。用途廃止後の普通財産は原則的に財務大臣に引き継ぐ。 ※払下げ…用途廃止後、普通財産の引き継ぎを受けた財務省(新潟財務事務所)が払下げを行う。 <p>(基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替施設の設置により存置の必要がなくなった場合 ・ 現況が機能を喪失していて、将来とも機能回復する必要がない場合 <p>②用途変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の用途を他の用途(水路敷を道路敷とする等)に変更するには、用途変更の申請を行う必要がある。 ・ 公共用財産を行政財産のまま用途のみを変更する。 <p>(基準)</p> <p>新たな用途で、不特定多数の公衆に利益をもたらすものであること</p> <p>③使用許可 ※海(一般海域)のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外公共用財産をその目的以外で使用する場合は許可を得る必要がある。 ・ 公共用財産をその用途又は目的を妨げない限度で、国以外の者に使用させることができる。 <p>(基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、ガス、水道等の公益事業の施設の敷地に使用するとき ・ 通路、材料置き場、網干場及び船揚場等に使用するとき ・ 一時的に設置する駐車場、休憩所、露店等の施設の敷地に使用するとき ・ 農耕、採草、放牧等に使用するとき ・ 上記のほか、公衆の利便に供する必要がある、又は必要やむを得ないと認められるとき <p>④国有生産物採取許可 ※海(一般海域)のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外公共用財産から生ずる石、砂利、土砂等を採取する場合は許可を得る必要がある。 ・ 公共用財産をその用途又は目的を妨げない限度で、国以外の者に採取させることができる。 <p>(基準)</p> <p>採取料については、新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例による</p> |
| 権限 | 用途廃止…知事 用途変更、使用許可、国有生産物採取許可…知事[各地域振興局長に委任] |

| | |
|--------|--|
| 手 続 | <p>【手続の種類】申請、承認、許可</p> <p>用途廃止</p> |
| | <p>用途変更</p> |
| | <p>使用許可</p> |
| | <p>国有生産物採取許可</p> |
| | <p>【標準処理日数】定めなし</p> |
| 留意事項 | <p>「法定外公共物」…国有財産法第3条第2項第2号に規定する公共用財産で国土交通省所管に属するものうち、道路、河川、湖沼、ため池、用悪水路、井溝、海その他これらに類するもので道路法、河川法、海岸法、港湾法その他公共物の管理に関する法律の規定の適用又は準用がないものをいう。</p> <p>1 地方分権の社会情勢を背景として、国有財産特別措置法が改正され、法定外公共用財産は平成12年度から5年間で市町村に譲与されることになり、平成17年3月末で3市町を除く市町村については譲与手続きが完了した。さらに、平成18年10月末で2市町、平成19年3月末で1市が完了し、すべての市町村で譲与手続きが完了した。譲与された財産は市町村固有の財産であり、譲与されなかった財産は財務省所管普通財産となったため、上記の規制の対象にならない。</p> <p>2 譲与対象外の海について、上記の規制の対象になる。</p> |
| 備考 | |

| | |
|----------|--|
| 許認可等名称 | 公有水面の埋立 |
| 法令等名称 | 公有水面埋立法 |
| 目的等 | 国有財産である公有水面について、公共の福祉に適合するよう適正かつ合理的な利用を図る。 |
| 対象地域 | 県内全域 |
| 規制行為及び基準 | <p>【規制行為】 公有水面を埋め立てること(法2)</p> <p>【免許基準】(法4)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土利用上適正かつ合理的であること 2 その埋立が環境保全及び災害防止につき十分配慮されたものであること 3 埋立地の用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体(港務局を含む)の法律に基づく計画に違背しないこと 4 埋立地の用途に照らし、公共施設の配置及び規模が適正であること 5 埋立地を他人に譲渡し又は他人に使用させることを主たる目的とした埋立にあつては、出願人が公共団体その他政令で定める者であり、かつ埋立地の処分方法及び予定対価の額が適正なこと 6 出願人が埋立を遂行するに足る資力及び信用を有すること |
| 権限 | 知事〔一部地域振興局長に委任〕 |
| 手続 | <p>【手続の種類】免許</p> <pre> graph LR A[出願人] -- 出願 --> B[県地域機関] B -- 副申 --> C[河川管理課] C -- 意見聴取 --> D[市町村長] D -- 回答 --> C C -- 免許 --> E[出願人] </pre> <p>県地域機関…地域振興局地域整備部 地区振興事務所(津川)</p> |
| 留意事項 | <p>【標準処理日数】120日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路、駐車場、公園及びその関連施設用地造成のためのもので、埋立面積が500,000㎡(50ha)以下のものは地域振興局長等が免許を行う。 2 埋立面積が50haを超えるもの等については、国土交通大臣の認可を要する。 |
| 備考 | <p>「公有水面」(法1)…河、海、湖、沼、その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するもの</p> <p>・平成27年4月1日より、新潟市の区域内については新潟市へ権限移譲。</p> |